

指定訪問介護・熊野町介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業指定票

令和8年6月現在

事業所名	熊野町社協訪問介護センター		事業者番号	3473100281号
所在地	安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号	管 理 者	仁 井 加奈子	
従業者の員数	(1)管理者1名(常勤) ※サービス提供責任者兼務 (2)サービス提供責任者 (4名) (3)訪問介護員 管理者・サ責含む 介護福祉士(常勤2名 非常勤10名) 2級課程修了者 (非常勤1名)	通常の事業 実施地域	熊野町内	
		営 業 日	月曜日から金曜日まで 但し 祝祭日、年末年始(12月29日か ら1月3日) は原則として休業し ます。	
電 話 番 号	(082)820-5230	営業時間	8時30分から17時15分まで	
事業所運営の方針	訪問介護 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A) 要支援状態の改善を図り、又は介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。			
サービスの種類 および内容	訪問介護(身体介護・生活援助)・第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA)			
サービス実施上 の 留意点	(1) 業務上知れ得た利用者及び家族の秘密は厳密に保持します。 (2) 万一、事故が発生した場合は、家族、居宅介護支援事業者、熊野町等に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、速やかに損害賠償をおこないます。			

サービス単位数及び利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、サービスごとに算定した単位数(各種加算含む)×1単位の単価10.21円(注1)×負担割合(負担割合証記載)が利用料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(注1)熊野町は地域区分7級地となっており、1単位あたり10.21円となります。

① 訪問介護(要介護1～5)の場合 ※単位数に特定事業所加算Ⅱ(10%)が含まれています。

時 間	30分未満	30分以上1時間	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分 以上2時間未満
身体介護	268単位	426単位	624単位	714単位
時 間	20分以上45分未満	45分以上		
生活援助	197単位	242単位		

※上記単位数に加え、早朝(午前7時～午前8時)・夜間(午後6時～午後9時)帯は25%増となります。

②第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA)の場合

通常の場合 (月ごとの 定額制)	サービス回数	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(緩和型)
	週1回	1,176単位	1,058単位
	週2回	2,349単位	2,114単位
	週3回	3,727単位	3,354単位

当事業所の加算体制

加算名称	単位数	算定回数等
初回加算	200	初回のみ
緊急時訪問介護加算 (訪問介護事業のみ)	100	1回の要請に対して1回
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	1月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	総単位数(注2)の27.0%を加算	1月につき

(注2)総単位数・・・基本単位数＋各種加算・減算

キャンセル料 ※介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A 事業は対象外

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日17時15分まで	無料	但し、2人の訪問介護員等が訪問介護サービスを提供する場合は1,400円とする
サービス利用日の当日	700円	

※利用者の都合でサービスを中止にする場合にはキャンセル料が発生します。但し、サービス利用の前日までの連絡、利用者の容態の急変などで、緊急等やむを得ない場合は不要です。